

株式会社訪問看護ステーション・スポット  
(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社訪問看護ステーション・スポットが開設する、株式会社訪問看護ステーション・スポット（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態、又はこれに準ずる状態にあり、主治医が指定（介護予防）訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問して、療養上の世話又は必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- 2 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
  - 3 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防、訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携に努め、その理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 株式会社訪問看護ステーション・スポット
- (2) 所在地 静岡県藤枝市平島 114 番地の 11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 常勤1名（訪問看護師兼務）
  - ① 主治医との連携調整及び報告
  - ② 訪問看護師の管理
  - ③ 指定（介護予防）訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
  - ④ 利用者の状態把握とサービスの査定

- ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
- ⑥ 利用者の記録保存・管理
- ⑦ 関係機関との連携調査
- ⑧ 事業計画、事業報告の作成
- ⑨ 設備、備品等の衛生管理
- ⑩ 管理事務処理並びに経理処理

(2) 訪問看護師 常勤換算 2.5人以上

- ① 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ② (介護予防) 訪問看護計画の作成及び指定(介護予防) 訪問看護の実施
- ③ 指定(介護予防) 訪問看護実施内容の記録及び報告
- ④ 必要に応じ主治医との連絡調整
- ⑤ 管理者への協力

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定(介護予防) 訪問看護の提供方法)

第6条 指定(介護予防) 訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した訪問看護指示書(以下「指示書」という。)により、看護師等が利用者を訪問して、(介護予防) 訪問看護計画書を作成し、指定(介護予防) 訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医の指示書の交付を求めるように助言する。  
いずれの場合も、指定(介護予防) 訪問看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定(介護予防) 訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防) 訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置

7 その他の利用料金は以下の通りとする。

(1) 介護保険

通常の事業の実施地域（第10条に定める地域）を越えて行う（介護予防）訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。

自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えてから片道1km以上につき100円 5km～10km 600円 10km以上1000円を徴収する。

(2) 医療保険

① 利用者の申出による休日または17時以降の時間外に訪問した際の訪問看護料金

② 利用者の申出による長時間に当たる訪問料金

③ 利用者の申出による死後の処置にともなう費用

④ 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。

⑤ ①②③は、別添利用料金表の通りとする。

8 料金については、あらかじめ利用者や家族に文書で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文書に署名、捺印をしてもらうこととする。

9 キャンセル料については、別添利用料金表の通りとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時の対応方法については、あらかじめ主治医、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。

2 看護師等は、指定（介護予防）訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。主治医と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

3 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域)

第10条 指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域は、藤枝市、焼津市、島田市とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待等防止の為、次の措置を講じるものとする。

① 虐待の防止の為の対策を検討する委員会の開催

② 虐待の防止の為の指針の整備

③ 虐待を防止の為の看護職員等に対する研修の実施

④ 虐待防止に関する措置の適切な実施の為の担当者の選定

- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

## 2 サービスの回数と時間

### (1) 介護保険の対象者

介護保険の要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」でない方は、居宅（介護予防）サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は20分未満・30分未満・1時間未満・1時間30分未満のいずれか、又は、利用者の希望と必要性により、それ以上の時間も可能とする。

### (2) 医療保険の対象者

- ① 介護保険の要支援、要介護の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」の方は、回数の制限はなしとする。
- ② ①以外の方は、週3日までの訪問看護とする。又、1回の訪問看護時間はおおむね30分から1時間半程度とする。
- ③ 但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の『特別指示書』の交付があった場合、交付の日から14日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

## (利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

- 1 指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法定代理受領サービスである時は、原則その一割の額とする。
- 2 要支援、要介護の認定を受けていない方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、1日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律 第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。
- 3 要支援、要介護の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちでない方（健康保険証をお持ちの方）は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
- 4 1以外で主治医がその治療の必要につき定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
- 5 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
- 6 利用料金は、毎月27日にご指定の金融機関の口座から自動引き落としとします。

- ⑤ その他虐待防止の為に必要な措置
- 2 ステーションは、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症の蔓延や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定するものとする。

(ハラスメントへの対応)

第13条 事業所は、適切な訪問看護を提供するため、看護職員等に対するハラスメント行為（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な官位を超えたもの及びその家族からの要求等について、その内容が著しくの妥当性に欠き、また、その要求への対応手段等が社会通念上不相当なものであって、当該対応手段等によって看護職員等の就業環境が害されるものを言う）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第14条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなったあとにおいても、これらの秘密を保持すべき旨の誓約書を職員と取り交わすこととする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社訪問看護ステーション・スポットと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は平成28年2月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。